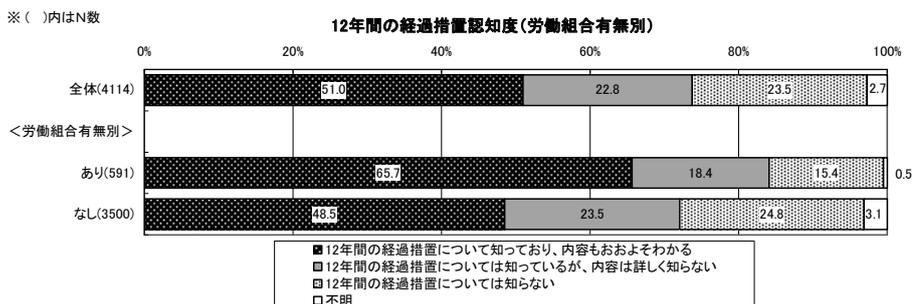
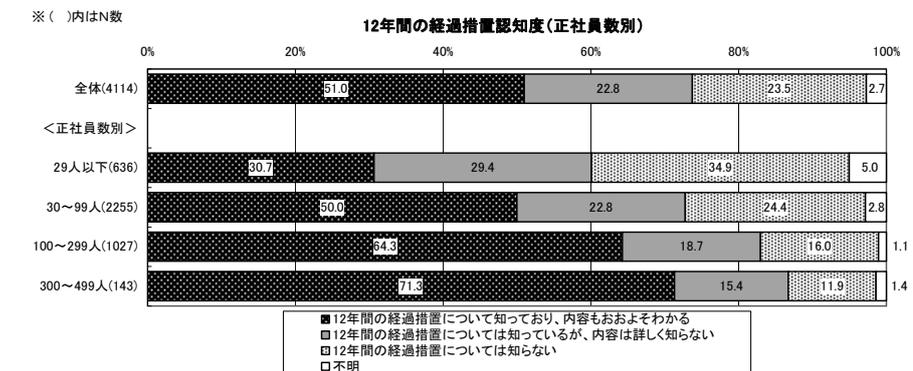
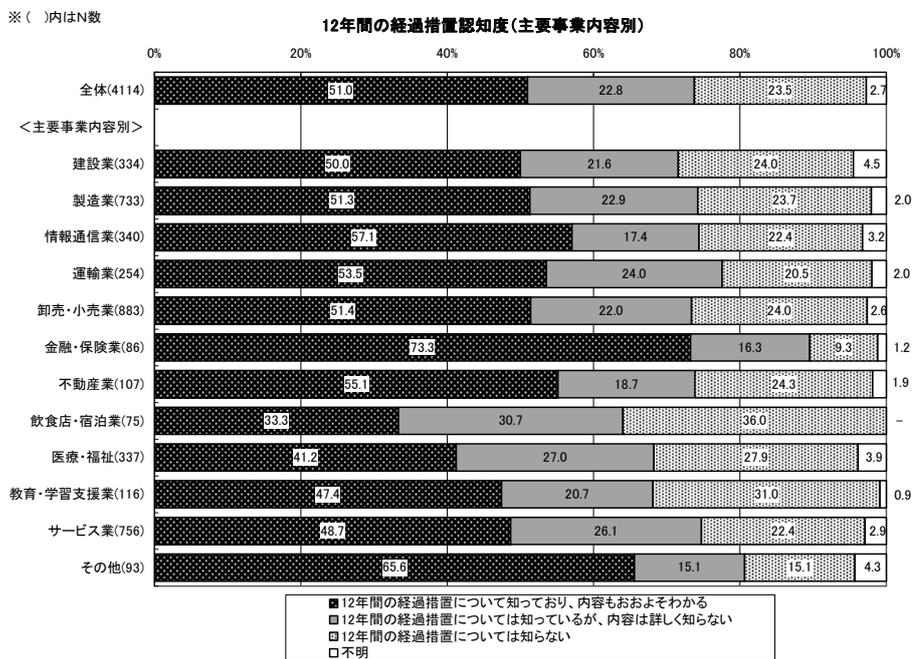


## 4. 経過措置

### (1) 経過措置の認知度

○法改正があったことを知っている4,114社のうち、「12年間の経過措置について知っており、内容もおおよそわかる」とする企業は51.0%、「12年間の経過措置については知っているが、内容は詳しく知らない」は22.8%と、経過措置について知っている企業は合わせて73.8%に及んでいる。

○正社員数別にみると、「12年間の経過措置について知っており、内容もおおよそわかる」は、「300～499人」(71.3%)、「100～299人」(64.3%)で、他の規模よりも多くみられ、100人以上の企業での認知度が高くなっている。



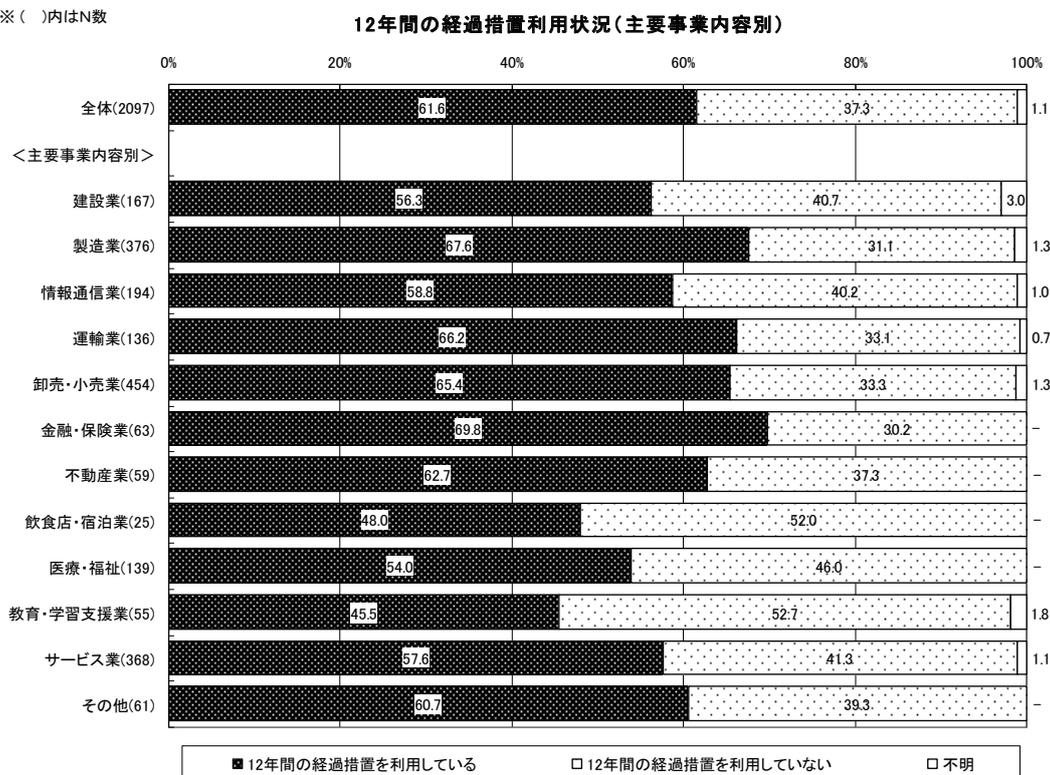
※労働組合の有無において、無回答だったもののデータは除く

(2) 経過措置の利用状況

○「12年間の経過措置について知っており、内容もおおよそわかる」2,097社のうち、「12年間の経過措置を利用している」企業は61.6%となっており、「経過措置について知っており、内容もおおよそわかる」企業の約6割を占める。

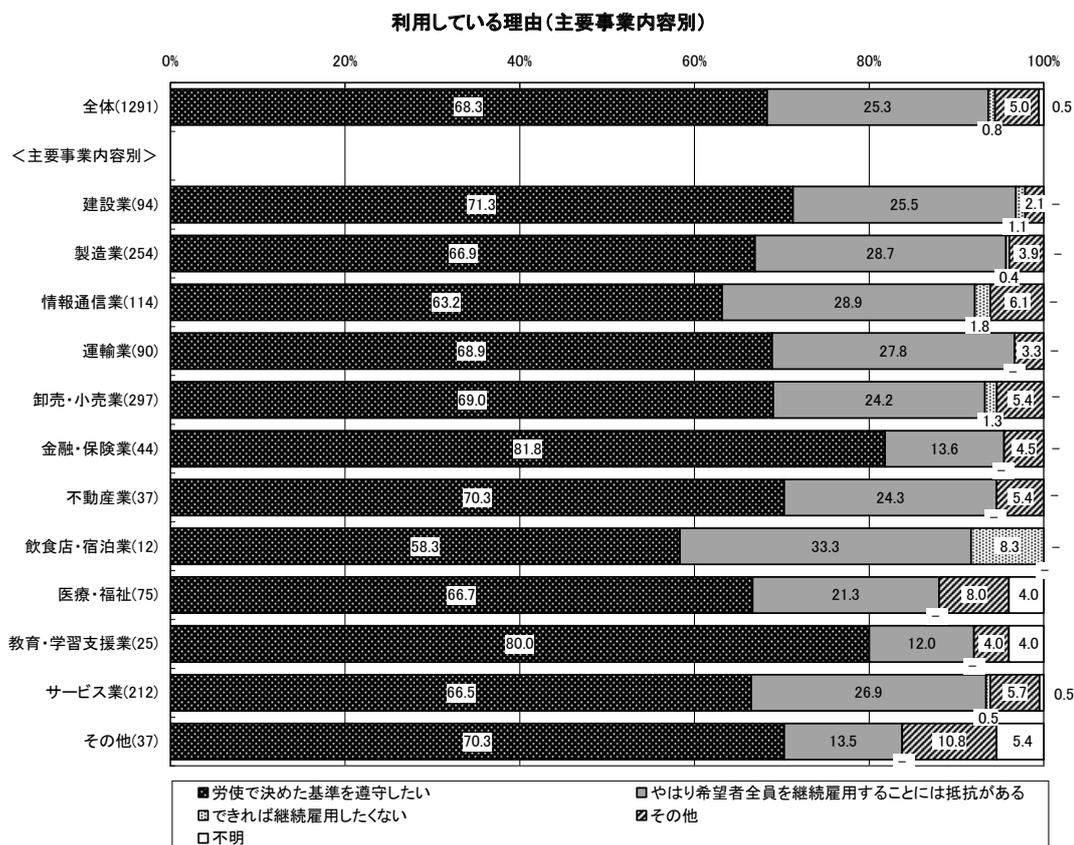
○12年間の経過措置利用状況を主要事業内容別に見ると、「金融・保険業」と「製造業」では「12年間の経過措置を利用している」が他の業種よりも多く、それぞれ「金融・保険業」(69.8%)、「製造業」(67.6%)となっている。逆に、「教育・学習支援業」(45.5%)と「飲食店・宿泊業」(48.0%)は他の業種よりも少なくなっている。

※( )内はN数



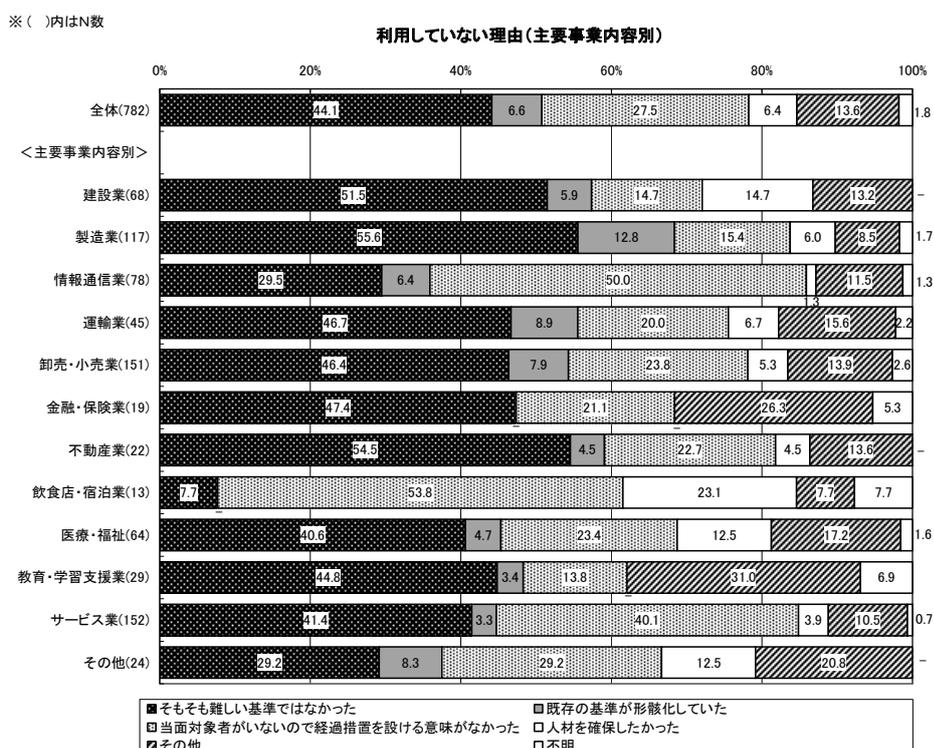
(2) -1 経過措置を利用している理由

○「12年間の経過措置を利用している」1,291社において、経過措置を利用している理由（単数回答）は、「労使で決めた基準を遵守したい」（68.3%）が最も多く、次いで「やはり希望者全員を継続雇用することには抵抗がある」（25.3%）となっている。



(2) -2 経過措置を利用していない理由

○法改正及び12年間の経過措置の内容について知っており、12年間の経過措置を利用していない782社において、12年間の経過措置を利用していない理由（単数回答）は、「そもそも難しい基準ではなかった」（44.1%）が最も多く、次いで「当面对象者がいないので経過措置を設ける意味がなかった」（27.5%）となっている。



5. 指針の認知度

○法改正について知っており、12年間の経過措置の内容についても知っている2,097社において、「高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針」に関して、「指針のことを知っており、内容についても知っている」は75.3%、「指針のことは知っているが、内容については詳しく知らない」は17.6%となっている。